

第5章 庭月観音と水害防止対策の歴史

庭月観音は、水害の常襲地であるため、水害防止対策の実施について、何度も行政に陳情を行い対応頂いてきた。その歴史を紹介する。

第1節 鮭川堤防の嵩上げ

第1 昭和50年8月6日の大洪水

庭月観音は、創建当初は庭月・西村集落の中間に位置しており、度重なる水害から避難するため、現在の場所に移転した。寛文11年四月(1671年)移転以降は、軽度な床下浸水程度の被災で済むことが多く、寺院は一旦の平穏を手に入れた。

しかし、昭和50年8月6日、最上地方を大洪水が襲った。鮭川の水位は、寺院前の鮭川堤防を遥かに上回り、河川の水は境内に流入。庭月観音に甚大な被害をもたらした。

第2 寺院前の鮭川堤防の嵩上げの実施

昭和50年8月6日の大洪水以降、寺院前の鮭川堤防の嵩上げは、ご信徒・寺族の悲願となった。先代住職の庭崎孝賢、現住職の庭崎賢恵の2代に渡り、行政の関係各所に何度も陳情を行った。

その結果、平成24年度に国において対応いただき、庭月観音前の鮭川堤防約100mが、約1.2mの嵩上げとなった。これまでは「20年に1度の洪水に対応可能な高さ」だった堤防が、となり、昭和50年8月6日の豪雨災害と同規模の水害が発生しても、堤防を越水することはなくなった。(川通信みずおと/平成24年8月6日付49号/新庄河川事務所鮭川出張所より)

だが、庭月観音南側の弥吉沢の擁壁の嵩上げについては、国土交通省新庄河川事務所より、「鮭川村の管轄であり、村に相談して欲しい」との回答があり、完全な解決には至らなかった。

第3 平成・令和の豪雨災害

その後、平成・令和の豪雨災害が発生した。特に令和6年の梅雨前線豪雨では、鮭川本流の水位は、庭月観音前の鮭川堤防最高位まであと、約70cm程度に迫った。幸いにも堤防を越水することはなかった。

だが、この最高水位は、嵩上げ前の堤防の高度を明らかに超過していた。もし、堤防の嵩上げが実施されていなければ、鮭川本流が堤防を越水して境内に流入していたことは明白である。

そうなれば、鮭川本流の激しい水流が、寺院に巨大な流木や大量の土砂を更に運ぶとともに、境内において巨大な水流の渦が発生し、寺院屋体そのものが全壊した可能性も、想定される。



水害時の境内と堤防 (R6)

第4 今後の対応 鮭川堤防の更なる嵩上げの要望

今後も、地球温暖化による異常気象は、継続・拡大し、数年以内に同規模又はそれ以上の大洪水が発生することが想定される。それらに対応するためには、鮭川堤防の更なる嵩上げが必要と考え、継続して国・県・市町村に要望させていただきたい。

第2節 弥吉沢擁壁の建設

第1 弥吉沢の歴史

庭月観音境内脇の弥吉沢は、古来より集落民の生活の糧となってきた。沢水を利用した田畑が、沢の周囲に開墾され、人々の生活を支えてきた。

しかし、豪雨発生時には、弥吉沢の水が鮭川本流の増水により堰き止められてしまうことで、弥吉沢の水位が上昇し、周囲に被害をもたらした。

庭月観音においては、弥吉沢の水位が上昇することで、境内の雨水が弥吉沢に排水されず堆積してしまい、寺院の床下浸水が幾度も発生することとなった。

また、目測ではあるが、洪水時には鮭川本流と弥吉沢の水位がほぼ同程度となることから、鮭川本流の水が弥吉沢を逆流し、境内に浸水していることも想定される。

床下浸水の度に、本堂基礎や屋体は何度も雨水に浸かり、腐食・劣化が進行しているのが現状である。

第2 弥吉沢擁壁の施工・排水ポンプの設置

その現状を見かねて、助け船を出してくださったのが、当時の八鍬福栄村長である。八鍬福栄村長のご決断により、平成4年度に弥吉沢と庭月観音境内の境に、擁壁を建設してくださった。

その際に、境内の雨水・湧水の排水対策としては、境内の側溝を通じて擁壁の穴より弥吉沢に流すこととなった。

また、大雨で弥吉沢が増水した際には、擁壁の穴からの逆流を防ぐため、擁壁に設置したフラップゲート(蓋)を閉じることで解決した。これにより、弥吉沢の沢水が境内に流入することは、一旦無くなった。

フラップゲートを閉じることで境内に蓄積する雨水・湧水については、地元の消防団にご協力いただき、消防用ポンプで河川へ排水すること対応頂いている。

その後は、鮭川村より、破損したフラップゲートをスピンドルに改良修繕頂くとともに、大規模な排水ポンプの導入を頂くことで、対策の改善強化を図ってきた。

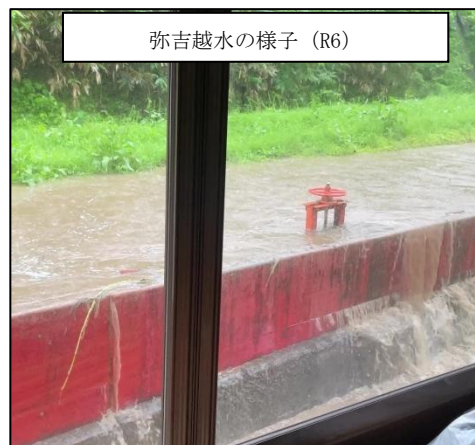


これらの対策により、庭月観音は、2～3年に1度の床下浸水に見舞われるものの、平成30年の最上豪雨までは、それ以上の被害に遭うことはなかった。

第3 平成・令和の豪雨災害

平成30年の2度の最上豪雨、令和6年の梅雨前線豪雨が発生した。これらの3度の豪雨災害において、弥吉沢の水位は弥吉沢擁壁の高度を遥かに上回り、あふれ出した沢水は境内に流入。寺院の一階部分は全て床上浸水となり、甚大な被害をもたらした。

とくに、令和6年の梅雨前線豪雨災害では、床上浸水により 1階部分は全滅。寺院は、鮭川村が発行するり災証明書において、中規模半壊と認定される事態となった。



第4 今後の対応 弥吉沢擁壁の更なる嵩上げの要望

今後も、地球温暖化による異常気象は、継続・拡大し、数年以内に同規模又はそれ以上の大洪水が発生することが想定される。それらに対応するためには、弥吉沢擁壁の更なる嵩上げが必要と考え、継続して国・県・市町村に要望させていただく。

第3節 庭月観音堤の建設と弥吉沢上流部の改修

第1 弥吉沢上流から庭月観音への直接流入（境内南側／観音寺橋側からの流入）

庭月観音が、現在の箇所に移転してからの水害の原因は、主に弥吉沢末端と鮭川合流部分(境内南側/観音寺橋側)でからの流入であった。この箇所の水位が上昇し、弥吉沢を越水し、境内に流入していた。

そこで、平成4年度に鮭川村より、弥吉沢と庭月観音境内脇に擁壁を建設頂き、境内に溜まった雨水・湧水については、消防団により排水ポンプで排水いただくことで、境内南側からの浸水被害を大きく軽減できたことは前述の通りである。



第2 平成の最上豪雨での流入（境内西側／観音寺集落側からの流入）

平成30年度の最上豪雨は、これまでの水害防止対策では対応不可能な降水量であった。鮭川村全域・弥吉沢上流の降水量も記録的であり、弥吉沢へ大量の雨水が流入した。

その結果、弥吉沢が庭月観音上流(境内西側)で氾濫し、溢れだした沢水は弥吉沢隣の休耕田を通過し、庭月観音の裏手部分(境内西側)から直接、境内に流入する事態となった。これは、これまでの流入経路とは全く別であったため、新たな対策を講じる必要に迫られた。



第3 庭月観音堤の建設 境内西側からの流水・土石流対策

平成・令和の豪雨災害の被害はすさまじく、弥吉沢上流では多くの箇所で土砂崩れの被害が確認されている。これにより、弥吉沢に土砂が大量に堆積したことも、河川氾濫の一つの要因であろう。

この被害を受けて、平成30年の最上豪雨の際は、庭月観音住職が弥吉沢の所有者である鮭川村に対し、緊急修繕工事を要望した。

その結果、弥吉沢崩落箇所の修繕と、弥吉沢に堆積した土砂の撤去が実施された。

また、弥吉沢沿いの急傾斜地や法面の崩落状況から考えて、今後は弥吉沢での土石流の発生も視野に入れた対策を講じる必要があった。

庭月観音としては、境内裏手部分(境内西側/観音寺集落側)からの雨水・沢水の流入と土石流対策を、早急を実施することを迫られた。

そのため、平成30年度秋に境内西側に独自に「庭月観音堤」を造成し、安全対策を強化した。



第4 弥吉沢上流の改良

平成 30 年度の豪雨災害において、弥吉沢上流部分で土砂災害が発生。弥吉沢に土砂が堆積した結果、機能不全に陥った。

これに対して、庭月観音で山形県へ陳情し、**令和 4 年度土砂災害対策事業(砂防自然災害防止)弥吉沢溪流保全工事**が実施された。

これにより、弥吉沢下流域～鮭川合流部分において川幅・川底が改良され、弥吉沢上流の豪雨や土砂崩れに一定の対策が施された。

また、**弥吉沢は山形県において土砂災害特別警戒地域に指定**されており、弥吉沢上流には砂防堰堤がある。平成 30 年の最上豪雨の際に、住職と現地を確認したが、既に大量の土砂が堆積していた。

今後は、**砂防堰堤の改修・新設を含めた要望活動が必要**となってくる。



第5 令和 6 年度の梅雨前線豪雨災害

令和 6 年度の梅雨前線豪雨では、鮭川村全域で平成 30 年度の最上豪雨と同等又はそれ以上の降水量となった。

その結果、**弥吉沢上流の多くの箇所**で土砂崩れが発生し、**大量の土砂が弥吉沢に流入**した。流入した土砂は、令和 4 年度弥吉沢溪流保全工事で改良した弥吉沢下流一体を埋め尽くし、最終的には**弥吉沢末端の鮭川合流地点(庭月観音境内南側)において、大量に堆積**した。



第6 庭月観音堤と令和 4 年度弥吉沢溪流保全工事の効果

令和 6 年度の梅雨前線豪雨災害では、庭月観音は平成 30 年度最上豪雨を超える被災となった。

一方で、**庭月観音堤を築堤**したことで、**令和 4 年度弥吉沢溪流保全工事**で弥吉沢下流域～鮭川合流地点が改良いただいたことにより、下記の成果があったことが想定される。

1 弥吉沢上流からの庭月観音境内への沢水の直接流入の防止

(1) 弥吉沢改良工事により、沢の幅と深度が拡張されたことから、弥吉沢の雨水の許

容量が増え、氾濫する水量が軽減された。

- (2) 庭月観音堤の設置により、弥吉沢上流部の氾濫に伴う境内西側（観音寺集落側）からの境内への沢水流入を、防止することが出来た。

2 弥吉沢上流において大規模土石流が発生した場合の被害軽減

- (1) 弥吉沢改良により、沢幅と深度が拡張されたことから、弥吉沢の土砂の堆積許容量が増えた。これにより、土石流が発生した場合の被害軽減が図られた。
- (2) 庭月観音堤が、弥吉沢上流で土石流が発生した際の砂防堰堤として機能した。これにより、被害軽減対策が図られた。

第7 今後の対応 弥吉沢全体の改良の要望

1 弥吉沢全体と庭月観音堤が一体となった全体的な対策の実施

今後も、地球温暖化による異常気象は、継続・拡大し、数年以内に同規模又はそれ以上の大洪水が発生することが想定される。

それらに対応するためには、弥吉沢の砂防堰堤の改修及び新設、弥吉沢の護岸及び拡張、土石流対策、弥吉沢擁壁の嵩上げと庭月観音堤が一体化した弥吉沢全体の改良が必要と考え、継続して国・県・市町村に要望させていただく。